

議案第97号

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山本亨

墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第9号の3に規定する準耐火建築物で」を削り、「要件を備えているもの」を「建築物」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 木造準耐火建築物等 建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物で規則で定める要件を備えているものをいう。

第4条第2項中「かかわらず」の次に「、特別区民税又は市町村民税を滞納していない者であって」を加え、「いずれにも該当する者」を「いずれかに該当するもの」に改め、同項第1号中「墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例」を「墨田区住宅耐震改修促進助成条例」に、「第2条第5号」を「第2条第7号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 現に規則で定める区域内に居住し、当該居住地における木造準耐火建築物等（仮設建築物を除く。）への建替えに伴い一時的に住宅を必要とする者

第26条第1項第7号中「又は第4条第2項第1号の建替え若しくは改修」を「第4条第2項第1号の建替え若しくは改修に該当しないこととなったとき、又は同項第2号の建替え」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

老朽建築物の建替えの一層の促進を図るため、木造準耐火建築物等への建替えに伴う一時入居先として、コミュニティ住宅を使用することができるることとするほか、所要の改正をする必要がある。